

＜参 考 資 料 集＞

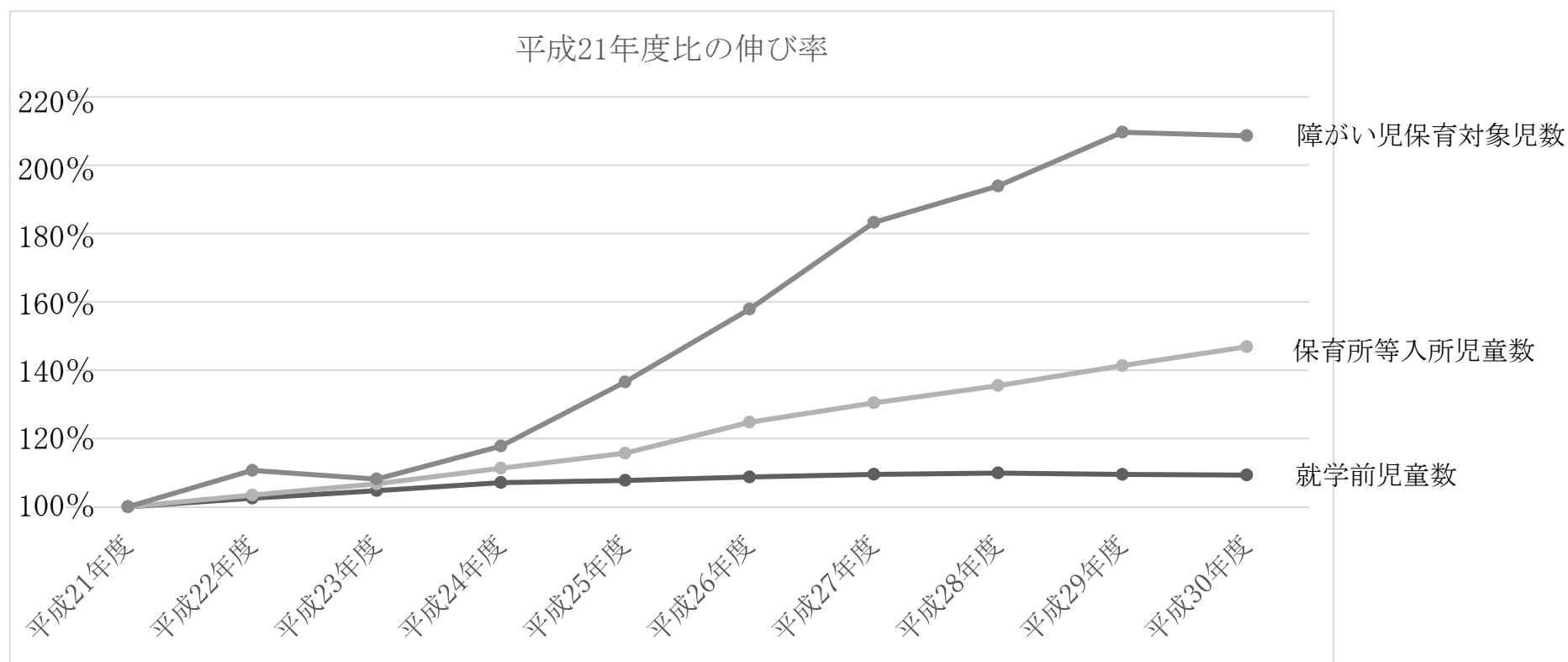
- 一．障がい児保育対象児等の推移・・・・・・・・P1
- 二．心身障がい福祉センター及び東部・西部療育センターにおける新規受診者の推移・・・・・・・・P2
- 三．政令指定都市の障がい児保育実施状況・・・・・・・・P3, P4
- 四．政令指定都市の医療的ケア児保育実施状況・・・・・・・・P5～P7
- 五．福岡市の障がい児保育制度概要・・・・・・・・P8～P10
- 六．福岡市障がい児保育事業実施要綱・・・・・・・・P11～P14
- 七．福岡市医療的ケア児保育モデル事業実施要綱・・・・・・・・P15～P21
- 八．関係法令・・・・・・・・P22～P31

（別冊）医療的ケア児に関する保育ニーズ調査

一．障がい児保育対象児等の推移

(単位：人，各年４月１日現在)

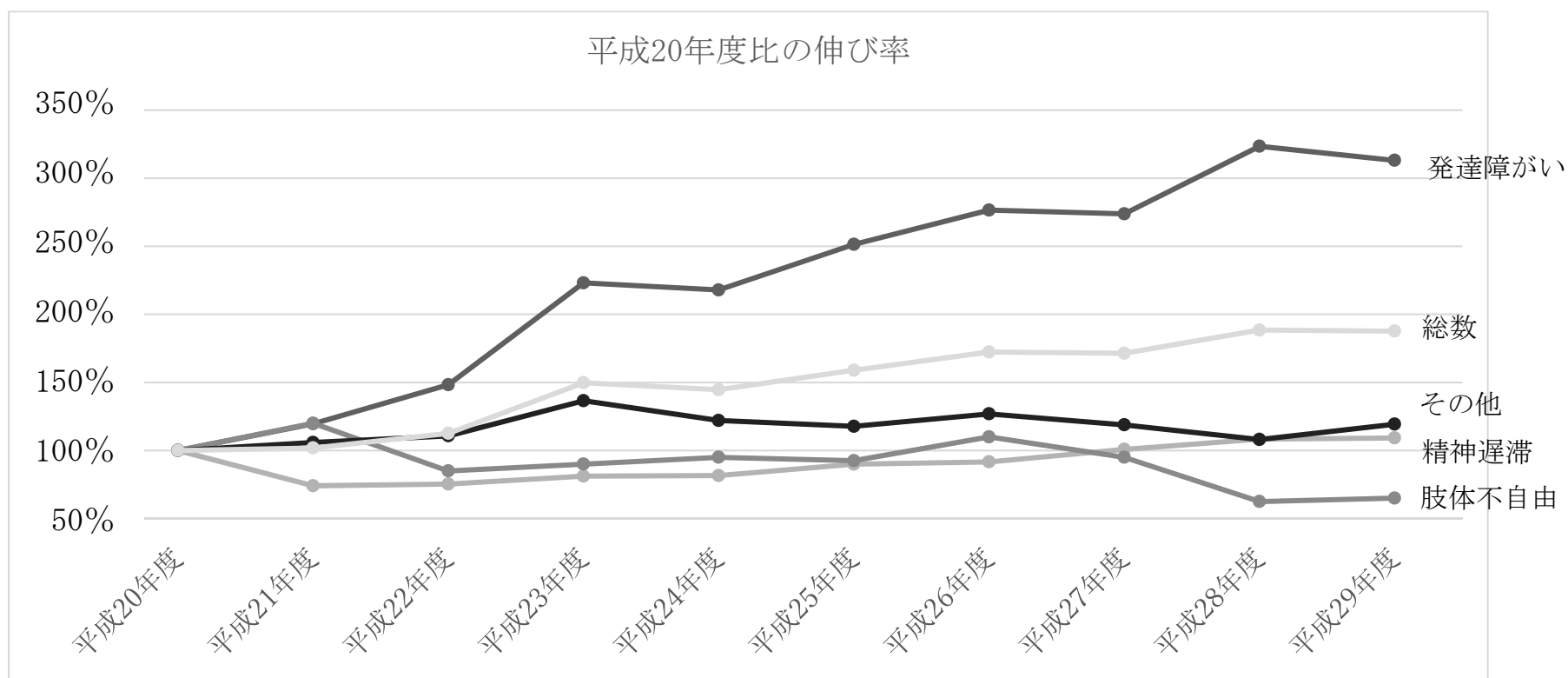
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童数	78,435	80,418	82,142	84,004	84,487	85,288	85,890	86,191	85,874	85,728
保育所等入所児童数	25,048	25,913	26,732	27,880	28,984	31,249	32,669	33,935	35,400	36,785
障がい児保育対象児数	197	218	213	232	269	311	361	382	413	411



二. 心身障がい福祉センター及び東部・西部療育センターにおける新規受診児数の推移

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発達障がい	290	347	430	647	632	729	802	794	938	908
精神遅滞	239	177	180	194	195	215	219	241	259	261
肢体不自由	40	48	34	36	38	37	44	38	25	26
その他	186	197	206	254	227	219	236	221	201	222
総 数	755	769	850	1,131	1,092	1,200	1,301	1,294	1,423	1,417



三. 政令指定都市の障がい児保育実施状況

(※当市の区分を基準とするおおよその分類, 電話での聞き取り調査)

都市名	民間園への助成額 (児童 1 人当たり月額)				
	複数児童につき保育士 1 人で対応			児童 1 人につき保育士 1 人で対応	
	軽度	中度	重度	原則として 受け入れるか	補助金額 (受け入れた場合)
福岡	65,000 円	97,000 円	130,000 円	×	重度と同じ
札幌	73,380 円		90,100 円	×	重度と同じ
仙台	3 : 1 保育を基本として, 入所児童数に応じた額 (1 人 : 140,000 円~12 人 932,800 円) ※ 2 : 1 の場合は, 1.5 人で計算			×	3 人で計算 (入園中の児童の程度 が重くなった場合)
さいたま	108,000 円 (2 : 1 保育が基本)			公立のみ	重度と同じ
千葉	保育士 1 人につき 212,333 円 (3 : 1 保育が基本)			○	保育士 1 人分
川崎	106,000 円		169,600 円	○	212,000 円
横浜	短時間認定 117,200 円 標準時間認定 161,200 円		短時間認定 180,600 円 標準時間認定 248,300 円	○	短時間認定 229,500 円 標準時間認定 315,600 円
相模原	35,560 円又は 71,120 円 (指定 5 園に 355,390 円/保育士 1 人 (2 人まで))			△ (基準が異なる)	重度と同じ
新潟	保育士 1 人につき ①129,000 円 (資格あり・常勤) ②97,000 円 (資格あり・非常勤) ③75,000 円 (資格なし・常勤) ④56,000 円 (資格なし・非常勤)			○	重度と同じ

都市名	民間園への助成額（児童１人当たり月額）					
	複数児童につき保育士１人に対応			児童１人につき保育士１人に対応		
	軽度	中度		重度	原則対象とするか	補助金額 (受け入れた場合)
静 岡	①特別児童扶養手当支給対象児：92,000 円 ②それ以外：62,000 円			△ (基準が異なる)	重度と同じ	
浜 松	①特別児童扶養手当支給対象児：74,140 円 ②それ以外：37,000 円			△ (基準が異なる)	重度と同じ	
名古屋	81,400 円		135,600 円		○	重度と同じ
京 都	40,000 円	78,520 円	117,780 円	157,040 円	○	235,560 円
大 阪	①児童３人につき 287,393 円 ②児童２人につき 180,200 円 ③児童１人につき 90,100 円			○	180,200 円	
堺	101,500 円			○	203,000 円	
神 戸	139,800 円		209,700 円		○	重度と同じ
岡 山	①特別児童扶養手当支給対象児：80,000 円 ②それ以外：40,000 円～70,000 円（児童数による）			×	重度と同じ	
広 島	保育士１人につき 4,760 円/日		8,210 円/日		○	重度と同じ
北九州	①特別児童扶養手当支給対象児が同一学年に２人 ：300,000 円 ②特別児童扶養手当支給対象児１人：190,000 円 ③それ以外の障がい児（３人につき） ：190,000 円（常勤１人）又は：220,000 円（非常勤２人）			○	重度と同じ	
熊 本	40,100 円	70,600 円		90,600 円	△ (基準が異なる)	重度と同じ

四．政令指定都市の医療的ケア児保育実施状況

(電話での聞き取り調査)

都市名		医療的ケア児 受入制度の有無	受入可能 施設数	ケア実施者	人数・施設数 (平成30年度実績)	ケアの内容
福岡	公立	△(モデル的に受入れ)	4/7	看護師	3人・1施設	気管切開
	私立	×	×	看護師	1人・1施設	導尿
札幌	公立	×	×	保護者	1人・1施設	ストマ
	私立	×	×	看護師・保護者	3人・3施設	導尿
仙台	公立	○(導尿・経管栄養のみ)	3/37	看護師	4人・3施設	導尿・経管栄養
	私立	○	1園	看護師	1人・1施設	導尿
さいたま	公立	×	×	保護者	3人・3施設	導尿・インスリンポンプ
	私立	×	×	—	—	—
千葉	公立	○	2/59	看護師	2人・2施設	経管栄養
	私立	×	×	看護師	2人・2施設	導尿・血糖測定
川崎	公立	○	7/33	看護師	8人・7施設	導尿・痰吸引・経管栄養
	私立	×	×	—	—	—
横浜	公立	○	8/77	看護師	—	—
	私立	△(園と協議)	—	看護師	10人・8施設	導尿・痰吸引・経管栄養
相模原	公立	×(31年度から実施予定)	×	—	—	—
	私立	×	×	—	—	—
新潟	公立	○	原則全公立	看護師	4人・4施設	導尿・経管栄養
	私立	×	×	—	—	—
静岡	公立	×	×	—	—	—
	私立	×	×	—	—	—

都市名		医療的ケア児 受入制度の有無	受入可能 施設数	ケア実施者	人数・施設数 (平成 30 年度実績)	ケアの内容
浜 松	公立	×	×	—	—	—
	私立	×	×	—	—	—
名古屋	公立	× (31 年度から実施予定)	×	保護者	4 人・2 施設	導尿・在宅酸素
	私立	×	×	看護師・保護者	8 人	不明
京 都	公立	○	原則全公立	看護師	3 人・2 施設	痰吸引・経管栄養 胃ろう
	私立	○	5 園	看護師	8 人・5 施設	不明
大 阪	公立	○	原則全公立	看護師	4 人・4 施設	痰吸引・在宅酸素 血糖管理・インスリン
	私立	×	×	看護師	3 人・3 施設	不明
堺	公立	○	原則全公立	看護師	8 人・7 施設	導尿・痰吸引・経管栄養 在宅酸素・インスリン
	私立	○	1 (小規模園)	看護師	7 人	痰吸引・胃ろう 在宅酸素・インスリン
神 戸	公立	○ (導尿・痰吸引・経管栄養・在宅酸素のみ)	2 / 50	看護師	—	—
	私立	○	4 園	不明	10 人	痰吸引・経管栄養 在宅酸素
岡 山	公立	×	×	保護者	3 人	導尿
	私立	×	×	—	—	—

都市名		医療的ケア児 受入制度の有無	受入可能 施設数	ケア実施者	人数・施設数 (平成 30 年度実績)	ケアの内容
広島	公立	○	原則全公立	看護師	3 人・3 施設	導尿・痰吸引 インスリン
	私立	×	×	—	—	—
北九州	公立	○	1 / 18	看護師	1 人・1 施設	痰吸引
	私立	×	×	—	—	—
熊本	公立	×	×	看護師 (養護担当)	2 人・2 施設	胃ろう
	私立	×	×	未把握	未把握	未把握

五. 福岡市の障がい児保育制度概要

1 概要

本市の障がい児保育制度は、昭和58年1月の福岡市児童福祉審議会（当時）の答申に基づいて、障がい児と健常児が、日常的な交流の中で健全に発達することを目的に、同年4月から指定保育所制度により開始した。

その後、平成13年8月の同審議会からの答申を踏まえ、より社会福祉的な観点から見直しを行い、平成14年4月から、全保育所での障がい児保育を実施している。

それから15年余が経過し、その間、児童福祉法の改正など社会情勢が変化するとともに、障がい児と保護者を取り巻く環境が変化しており、また、医療的ケアを必要とする児童の保育の受け皿の確保などについても、新たな課題となっている。

2 経緯

(1) 昭和49年12月	国において障がい児保育事業開始
(2) 昭和52年11月	児童福祉審議会へ諮問
(3) 昭和58年1月	児童福祉審議会から市長に答申
(4) 昭和58年4月	指定保育所において障がい児保育を開始
(5) 平成12年2月	障がい児保育制度の見直しを求める請願採択
(6) 平成12年5月	障がい児保育指導員会において検討開始
(7) 平成13年6月	児童福祉審議会へ諮問
(8) 平成13年8月	児童福祉審議会から市長に答申
(9) 平成14年4月	全保育所において障がい児の受入れを開始

3 制度概要

本市の障がい児保育制度は、

- ・ 児童の障がいの程度に応じた保育士雇用費助成
- ・ 保育施設等に対する研修
- ・ 保育施設等への訪問・相談

の3つから構成されている。

4 民間保育施設等への助成額

○ 私立保育園・認定こども園への助成額 (福岡市障がい児保育事業補助金)

助成額	関わりの程度 () は, 保育士の配置基準	児童 1 人当たりの助成月額
	軽度 (0.3人)	65,000円
	中度 (0.45人)	97,000円
	中度より重い (0.6人)	130,000円

(関わりの程度や人数に応じて、保育士の雇用費を助成するもの。なお、金額については、平成 21 年度より据え置き)

○ 地域型保育事業所への助成額 (国：障害児保育加算) 内閣府告示第 49 号 平成 30 年度当初

事業所	0 歳児クラス (月額)	1, 2 歳クラス (月額)
家庭的保育事業	35,320 円 + (350 円 × 処遇改善加算率)	
小規模保育事業 A 型	71,000 円 + (710 円 × 処遇改善加算率)	142,000 円 + (1,420 円 × 処遇改善加算 率)
小規模保育事業 B 型	57,030 円 + (570 円 × 処遇改善加算率)	114,070 円 + (1,140 円 × 処遇改善加算 率)
小規模保育事業 C 型	40,550 円 + (400 円 × 処遇改善加算率)	
事業所内保育事業	規模等で異なる	

5 現行制度（旧制度との比較）

項 目		現行制度(H14年度～)	旧制度(S58年～H13年度)
対 象 児 童	年 齢	年齢制限なし	概ね3歳以上
	障がいの程度	集団保育が可能な児童（集団保育が成り立たないほどの個別的な人員を要しない児童）	軽度及び一部の中程度
受入体制		全園で受け入れ 保育が適切に行える範囲	指定保育所で実施 1園に概ね4人
障がいの 判 定		障がい児保育指導委員会の障がいの程度についての協議の意見を参考に子育て支援部長が決定（H25～）	障がい児保育指導委員会が対象となるかどうかを判定
入所の判定		福祉事務所が、判定を尊重し、他の要件も合わせて総合的に判断し入所（決定及び保留）を決定	福祉事務所が、判定に基づいて入所（承諾及び不承諾）を決定
助 成		障がいの程度に応じ、障がい児1人当たりの人数加算方式として、保育士の雇用経費を助成	各指定保育所で障がい児を概ね4人受け入れ、保育士1人の雇用経費を助成
支 援 体 制	保育所への指導・相談	① 総合的窓口と巡回訪問 運営支援課が実施 ② 障がい児保育訪問支援事業 福岡市社会福祉事業団の訪問 支援保育士が実施 ③ 障がい児等療育支援事業 事業団の療育施設の専門 職員が実施	○ 巡回指導 児童相談所及び心身障がい福祉センターの職員（障がい児保育指導委員会委員）が実施
	研 修	○ 全園を対象とした研修 ・全体研修 ・区別研修 ・児童発達支援センターでの 体験研修	○ 指定保育所を中心とした研修 ・全体研修 ・指定保育所での研修 ・障がい児通園施設での実習

六. 福岡市障がい児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とし、かつ、発達に遅れがある又は心身に障がいをもつ又は難病（難病等の対象となる範囲については、障害者総合支援法の対象疾病に限る）の児童（以下「障がい児」という。）を保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（当該事業所の従業員の子ども以外の乳幼児に限る）（以下「保育施設等」という。）で受け入れ、健全な成長発達を促進するなど障がい児に対する正しい指導をすることによって障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

- 第2条 障がい児保育事業の対象とする児童は、保育を必要とする児童で、福岡市障がい児保育指導委員会（以下「委員会」という。）における意見を参考に子育て支援部長が決定した児童（以下「対象児」という。）とする。
- 2 対象児の年齢については、制限を設けない。ただし、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業については0～2歳児とする。
 - 3 第1項の委員会の委員・運営等については別に定める。

(事業の実施)

- 第3条 障がい児保育事業は、全ての保育施設等で実施する。
- 2 保育施設等への対象児の受け入れ数については、保育が適切に行える範囲とする。

(保育方法)

第4条 保育施設等の長（以下「施設長」という。）は、障がい児の状況、処遇方針等に関し、当該児童の保護者、運営支援課、福祉事務所、医師及び関係機関と密接に連携をとり、児童福祉の向上に努めなければならない。

(入所申請手続等)

- 第5条 保育施設等へ利用を希望する障がい児の保護者は、所定の利用申込書等のほかに次の書類を施設長を経由して福祉事務所に提出しなければならない。
- (1) お子さんのようす（様式1）
 - (2) 障がい児が身体障がい者手帳、療育手帳を所持している場合は、その写し
 - (3) 医師の意見書の提出（必要に応じて）

- 2 施設長は、前項に定める書類の提出を受けたときは、障がい児保育申込見込み状況表（様式2）を作成の上、前項の書類とあわせて、福祉事務所に提出しなければならない。
- 3 福祉事務所長は施設長から前条に定める書類の提出を受けたときは、子育て支援部長に対して、障がいの程度について判定を依頼する。

（判定）

第6条 子育て支援部長は、判定を行うために、保護者、保育施設等及び関係機関に調査・協力を求めることができる。

- 2 委員会は、児童状況書（様式3）及び児童判定書（様式4）を作成し、障がい児保育判定基準表（別紙1）に基づき、障がい児の障がいの程度について協議する。
- 3 子育て支援部長は、委員会における意見を参考に判定を行い、判定結果を福祉事務所長に回答する。

（継続児の判定）

第7条 第5条の規定にかかわらず、福祉事務所長は、本事業の対象児と判定され、引き続き本事業の継続を希望する児童については、保護者からの利用申込書の提出前に、子育て支援部長に対して、関係書類を提出し、判定を求めることができる。

（入所の決定）

- 第8条 福祉事務所長は障がい児の保育の実施については、判定結果を尊重し、他の要件もあわせて総合的に判断し決定するものとする。
- 2 判断に際しては、施設長は福祉事務所長に意見を述べることができる。

（報告）

第9条 施設長は、対象児ごとに保育状況を観察し、個人記録表（様式5）を作成し、運営支援課長あてに報告しなければならない。

（職員の研修）

第10条 市は、委員会の協力を得て障がい児保育に必要な研修を実施するものとする。

（助成）

第11条 市は、対象児が利用している私立保育所、認定こども園が対象児のために保育士を雇用したときは、雇用経費の助成を行う。

- 2 助成に関する基準は別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、障がい児保育事業の実施についての必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別紙 1 (障がい児保育判定基準表)

	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由		内部疾患	知的障がい	広汎性発達障がい・注意障がい・多動症等	難病等 (注7)
				上肢	下肢・体幹				
軽度	両眼の矯正視力 0.08～0.3	4級 (注3)		4級	3級	身体活動にいくらか制限を要するもの 身障4級	軽度(B2)	軽度	軽度
中度	両眼の矯正視力 0.02～0.08	2～3級 (注3)		3級	2級	身体活動に制限を要するもの 身障3級	中度(B1)	中度	中度
中度より重い	両眼の矯正視力 0.02未満 (注2)	その他	その他	2級	1級	その他	その他	衝動性と自傷他がいの著しい児童	中度より重い
集団保育困難 保育士対児童が、1:1の対応を常時要するもの。									

注1:障がいの程度にかかる等級は、現在所持している身体障害者手帳及び療育手帳の等級によるのではなく、現在の状態で判定する。

注2:ADLがある程度自立、慣れた場所での移動がほぼ自立、集団適応が良好であれば中度とみなす。

注3:聴覚障がいの場合は、音声言語による2～3語文の簡単な日常会話が可能であること。

注4:えん下に問題はなく、身振り又は音声言語によるコミュニケーションができること。

注5:障がい重複する場合は、障がいの程度を1ランク重くすることがある。

(本表作成基準:知的に正常範囲で3歳児を想定する。よって、さらに年齢を加味する場合がある。)

注6:基準表中、「その他」については、個別に判定するものとする。

注7:医師の意見を参考に、保育の困難度、要配慮度を総合的に考慮し、判定する。

(難病等の対象となる範囲については、障害者総合支援法の対象疾病に限る)

様式 1 ～ 5 (略)

七. 福岡市医療的ケア児保育モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活を営むために医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）を福岡市立保育所（以下「保育所」という。）に受け入れ、保育及び医療的ケア（以下「保育等」という。）を行う「福岡市医療的ケア児モデル事業」（以下「モデル事業」という。）の実施のために必要な事項を定める。

(医療的ケアの定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、主治医の指示に基づく日常生活を営むために必要な医療行為であって、治療を目的とするものではないものをいう。

(対象児童)

第3条 モデル事業の対象児童は、モデル事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）への入所を希望する年度の4月2日現在において満1歳以上であって、保護者が第8条第1項に定める手続を行った医療的ケア児のうち、第11条に定める医療的ケア検討会議における協議等を経て、実施保育所への入所が決定した児童とする。

(看護師の配置)

第4条 対象児童を受け入れるため、実施保育所に看護師を配置する。

2 看護師の業務は次のとおりとする。

- (1) 対象児童に対する医療的ケアの実施に関する業務
- (2) 対象児童の健康管理に関する業務
- (3) 対象児童の保護者、主治医及び担任保育士等との連携に関する業務
- (4) 対象児童を含む入所児童の緊急事態における医療面での初期対応等に関する業務
- (5) その他医療に係る業務であって実施保育所の長（以下「実施保育所長」という。）が必要と認める業務

3 看護師は、医療的ケアに関する専門的な知識及び技術を有する看護師とし、こども未来局子育て支援部指導監査課（以下「指導監査課」という。）が任用し、実施保育所に配置する。

(モデル事業の実施)

第5条 モデル事業は、別表1に定める保育所で実施する。

- 2 対象児童の数は、保育及び看護師による医療的ケアが適切に行うことできる範囲内とし、各保育所毎に指導監査課で決定する。

(医療的ケア検討会議)

第6条 保護者が第8条第1項に定める手続を行った医療的ケア児について、実施保育所への受け入れ及び医療的ケアの実施等を協議するため、こども未来局子育て支援部指導監査課（以下「指導監査課」という。）に医療的ケア検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- 2 検討会議は、こども未来局子育て支援部指導監査課長（以下「指導監査課長」という。）、実施保育所長、こども未来局子育て支援部運営支援課長、実施保育所を管轄する区福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の関係者及び医療的ケアに関し知見を有する専門機関の関係者により構成し、指導監査課長が主催する。
- 3 指導監査課長は、検討会議での協議にあたり特に必要があると判断するときは、前項に定めるもの以外の者を出席させることができる。

(保護者に対する説明)

第7条 実施保育所長は、第8条第1項に定める手続をした又はしようとする保護者に対し、次の事項について十分な説明を行い、理解を得ることとする。

- (1) 医療的ケア児の実施保育所への受け入れは、当該児童が集団保育が可能な状態にあることが前提であり、今後の手続により集団保育が困難と判断される場合には、受け入れは困難であること。
- (2) 対象児童が必要とする医療的ケアの内容によっては、実施保育所の受け入れができない場合があること。
- (3) 実施保育所への入所後も、定期的に対象児童を主治医に受診させ、適切な指示を受けるとともに、対象児童の状態に変化等にあったときには、必ず主治医の診断を受け、その結果を実施保育所長に報告しなければならないこと。
- (4) 主治医の指示により対象児童に対する医療的ケアの内容に変更又は追加があったときには、再度の手続が必要となる場合があること。
- (5) 複数の緊急連絡先を実施保育所に必ず登録するとともに、実施保育所から連絡があったときには、速やかに対応すること。
- (6) 看護師が不在のとき及び対象児童の体調が良好でないときは、対象児童に対する実施保育所での保育等が困難であること。
- (7) 実施保育所の施設外で保育が行われる場合は、原則として、対象児童に対し医療的ケアを実施することはできないこと。

- (8) その他、実施保育所長から要請等があった場合は、対象児童に同伴し、又は要請等にすみやかに対処できる場所で待機するなど、必要な協力を行うこと。
- (9) 本条及び第8条及び第14条から17条までに定める内容を保護者が順守せず、実施保育所長が対象児童に対し安全に保育等を行うことが困難と判断した場合には、その状況が解消されるまでの間、対象児童に対する保育等の実施を中止することがあること。

(入所申請手続等)

第8条 実施保育所への入所を希望する医療的ケア児の保護者は、所定の利用申込書等のほか、次の書類を福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 医療的ケア実施申出書（様式1）
 - (2) 主治医意見書（様式2）
 - (3) 医療的ケア児が身体障がい者手帳、療育手帳を所持している場合は、その写し
 - (4) その他、福祉事務所長が必要とする書類
- 2 福祉事務所長は、前項に定める書類の提出を受けたときには、指導監査課長及び実施保育所長に当該書類の写しを送付し、実施保育所長に対しては、第10条に定める医療的ケア児の状態の確認を、指導監査課長に対しては、第11条第2項に定める回答を求める。

(療育機関の受診)

- 第9条 実施保育所への入所を希望する医療的ケア児の保護者は、対象児童を別表2に定める対象児童の在住する区を担当する療育機関を受診させなければならない。
- 2 療育機関の長は児童状況書（様式3）を記載し、指導監査課に送付する。

(医療的ケア児の状態の確認)

- 第10条 実施保育所長は、第8条第2項に定める書類の送付を受けたときは、福祉事務所長と協議の上、必要に応じ、実施保育所において一定の期間、第8条第1項に定める手続が行われた医療的ケア児が集団保育が可能な状態であるか等を観察するための保育（以下「観察保育」という。）を実施する。
- 2 実施保育所への入所を希望する医療的ケア児の保護者は、実施保育所長の指定する期間、観察保育に同伴しなければならない。
- 3 観察保育の期間中の医療的ケア児に対する医療的ケアについては、保護者が実施する。
- 4 実施保育所長は、観察保育の終了後、観察保育の結果報告書を作成し、福祉事務所及び指導監査課に送付する。

(検討会議による協議等)

第11条 指導監査課長は、第8条第2項に定める書類の送付を受けたときには、前条の観察保育が実施され、その結果報告書が提出された後、検討会議を開催し、入所を希望する医療的ケア児の実施保育所への受け入れ及び医療的ケアの実施等について協議を行う。

- 2 指導監査課長は、検討会議での協議に基づき、入所を希望する医療的ケア児の実施保育所への受け入れ及び医療的ケアの実施の可否について判断し、福祉事務所及び実施保育所に回答する。

(入所の決定)

第12条 福祉事務所長は、医療的ケア児の実施保育所への入所について、前条第2項の回答を尊重の上、総合的に判断し決定するものとする。

- 2 前項の判断に際し、実施保育所長は福祉事務所長に意見を述べることができる。

(医療的ケアの実施通知)

第13条 実施保育所長は、前条第1項の規定により対象児童が決定したときには、主治医意見書の内容を確認の上、医療的ケア実施内容通知書(様式4)に看護師が実施する医療的ケアの内容・範囲、手技、実施期間等を記載し、対象児童の保護者に通知する。

- 2 医療的ケアの実施期間の終期は、対象児童が実施保育所に入所した日から当該日が属する年度の3月31日までとする。

(承諾書及び主治医指示書の提出)

第14条 対象児童の保護者は、医療的ケア実施内容通知書の送付を受けたときには、その内容を確認の上、承諾書(様式5)及び主治医指示書(様式6)を実施保育所長に提出しなければならない。

- 2 対象児童の保護者は、前項に定める場合のほか、実施保育所長が必要と認める期間ごとに主治医指示書を実施保育所長に提出しなければならない。
- 3 前2項の主治医指示書において、主治医が実施保育所長に対し医療的ケアの実施報告を求める場合には、実施保育所長は、対象児童の各月の登所日数や医療的ケアの実施回数、体調等の実施保育所での様子その他の当該児童の医療的ケアを安全に行うために必要な内容を主治医に報告する。

(手技の確認等)

第15条 対象児童の保護者は、当該児童の入所後、実施保育所長が指定する期間、当該児童とともに来所し、看護師が実施する医療的ケアの手技等について、看護師及び実施保育所長等とともに確認しなければならない。

- 2 対象児童の保護者は、前項の確認の期間中、看護師及び実施保育所長等の要請があったときにすみやかに対応できる場所で待機しなければならない。
- 3 対象児童の保護者は、実施保育所長が必要と判断した場合には、看護師が主治医に医療的ケアの手技等について直接確認できるよう、必要な措置を講じなければならない。

（医療的ケアの継続）

第16条 対象児童の保護者は、第12条に定める通知による医療的ケアの実施期間の経過後においても引き続き対象児童を実施保育所に入所させ、医療的ケアの実施を希望するときには、現況届とともに、医療的ケア実施申出書等の書類を実施保育所長を通じて福祉事務所長に提出しなければならない。

（継続に係る手続等）

第17条 前条の医療的ケアの継続に係る申出等の手続については、第7条から第8条及び第10条から第15条までの規定を準用する。

- 2 実施保育所長は、第10条に定める観察保育を行わない場合には、同条第4項に定める観察保育の結果報告書に代えて、対象児童に対する保育の実施状況に関する報告書を福祉事務所及び指導監査課に送付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指導監査課長は、前条の医療的ケアの継続について、第8条第2項、第9条第2項及び前項に定める書類の送付を受け、その内容を踏まえ適当と判断した場合には、検討会議による協議を持ち回りにより行うことができる。

（保護者の責務）

第18条 第13条に定める通知を受けた保護者は、第7条各号の内容及び次の事項に関し、実施保育所に対し責任を負うものとする。

- (1) 対象児童の状態について、定期的に主治医の診察を受けること。その結果、健康状態等に変化があった場合は、速やかに実施保育所長に報告すること。
- (2) 対象児童に関する緊急時の対応等で保育所から相談等があった場合には、すみやかに必要な支援を行うよう、主治医に対し協力を求めること。
- (3) 実施保育所長が主治医意見書や主治医指示書等の書類の提出及び保護者の立会又は待機等の手続を求めた場合、滞りなく実施すること。
- (4) 主治医意見書や主治医指示書等の文書料など医療的ケアの実施に係る費用について負担すること。また、対象児童に医療的ケアを実施するために必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等をあらかじめ不足なく準備、点検及び整備し、実施保育所長に預託するとともに、実施保育所長がこれらの機器等の預託を求めた場合には、すみやかに履行すること。

- (5) 実施保育所長が定める健康観察表により、対象児童の健康状態について実施保育所と毎日連絡を取り合うとともに、常に実施保育所と連絡が取れるようにしておき、対象児童の体調の急変等により実施保育所長から連絡があった場合には、すみやかに対応すること。
- (6) その他実施保育所長との間で取り決めた内容については誠実かつ確実に履行すること。

(実施計画等)

第19条 実施保育所長は、医療的ケアの実施に関し、毎年度、年度当初に医療的ケア実施計画書（様式7）を作成し、保管しなければならない。

(保育等の中止)

第20条 モデル事業の実施に当たり、対象児童の保護者が第7条、第8条及び第14条から第18条までに定める内容を順守しないときは、指導監査課長は、実施保育所長の意見を聴取の上、対象児童に対する保育等の実施を中止することがある。

- 2 前項の規定により保育等の実施が中止された場合には、実施保育所長は、医療的ケア中止通知書（様式8）により対象児童の保護者に通知する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、モデル事業の実施のために必要な事項については、こども未来局子育て支援部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

(施行期日)

改正後の要綱は、平成31年2月13日から施行する。

別表 1

保育所名	所 在 地
香椎保育所	福岡市東区香椎駅前 2 丁目 16 番 23 号
那珂保育所	福岡市博多区竹下 5 丁目 14 番 7 号
千代保育所	福岡市博多区千代 5 丁目 13 番 1 号
姪浜保育所	福岡市西区内浜 1 丁目 5 番 8 号

別表 2

療育機関名	所 在 地	担当区
東部療育センター	福岡市東区青葉 4 丁目 1 番 1 号	東区
心身障がい福祉センター	福岡市中央区長浜 1 丁目 2 番 8 号	博多区・中央区・南区・城南区
西部療育センター	福岡市西区内浜 1 丁目 5 番 54 号	早良区・西区

様式 1 ～ 8 (略)

八. 関係法令

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3～7 （略）

第五十六条の六 （略）

2 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 （略）

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

○ 福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年条例第48号）

（市の責務）

第3条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第6条 障がいを理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) すべての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 何人も、障がいを理由とする差別により障がい者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (3) 社会的障壁の除去のためには、合理的配慮を行うことが促進される必要があること。
- (4) 何人も、障がい者との交流を通じて障がい又は障がい者に対する理解を深めていくこと。
- (5) 障がいを理由とする差別に関する紛争が発生した場合には、相手方の立場を踏まえた建設的な対話を行うことにより解決することを基本とすること。
- (6) すべての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々とともに暮らす権利を有すること。
- (7) すべての障がい者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段を選択する機会が保障される権利を有するとともに、障がい者に対しては、コミュニケーション及び意思決定の支援並びにこれらの選択の機会を保障する必要があること。
- (8) 女性である障がい者は、障がいに加えて女性であることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。
- (9) 非常災害時において障がい者の安全を確保するため、非常災害に備えた地域における支援体制の整備及び非常災害発生時における適切な支援が求められること。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条第1項及び第21条第3号において同じ。)及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスの分野における次に掲げる取扱い

ア 第三者の生命、身体又は財産を保護するためやむを得ない場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。

イ (略)

(2)～(7) (略)

(合理的配慮の提供)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 (略)

○ 福岡市こども・子育て審議会条例（平成25年条例第45条）

（設置）

第1条 児童福祉を始めとした子ども施策を総合的に推進するため、福岡市こども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる機関として置く。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項に規定する合議制の機関
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会
- (3) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会
- (4) こども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する合議制の機関
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条に規定する合議制の機関

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項を調査審議すること。
- (2) 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条第1項各号に掲げる事務
- (3) 次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する措置について協議すること。
- (4) 子ども・若者育成支援推進法第20条第1項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。
- (5) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務
- (6) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により意見を述べること。
- (7) その他市長が特に必要と認めること。

（組織）

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときその他の市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、前条第2項の特別の事項に関する調査審議が終了したときその他の市長が認めるときに、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項に係る市長の諮問に答えるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の決議は、審議会の決議とみなす。

(専門委員会)

第8条 審議会は、専門の事項を調査審議し、又は協議するため、専門委員会を置くことができる。

(委員長の専決)

第9条 委員長は、急施を要する事項について、審議会を招集する時間的余裕がないときは、これを専決することができる。この場合において、委員長は、専決した事項を次の審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第1条第2項第5号並びに第2条第1号(児童福祉法第8条第3項に係る部分に限る。)及び第6号の規定は、規則で定める日から施行する。
(平成27年規則第56号により平成27年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日以後においては、前項ただし書に規定する日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定に基づき同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項について、この条例の規定の例により審議会において調査審議を行うことができる。

○ 福岡市こども・子育て審議会条例施行規則（平成25年規則第103号）

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市こども・子育て審議会条例（平成25年福岡市条例第45号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、福岡市こども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 条例第3条第1項の委員及び同条第2項の臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 児童又は知的障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) その他市長が適当と認める者

（専門部会）

第3条 審議会は、条例第7条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる専門部会を置き、当該各号に定める事項に係る市長の諮問に答えるものとする。

- (1) 処遇困難事例等専門部会 児童福祉施設への入所の措置の決定等に関する事項、一時保護に関する事項（家庭裁判所の承認を得なければならないものを除く。）、里親の認定等に関する事項及び小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者の指定等に関する事項
- (2) 権利擁護等専門部会 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証
- (3) 教育・保育施設等認可・確認専門部会 保育所、家庭的保育事業等及び幼保連携型認定こども園に係る認可等に関する事項並びに特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項
- (4) 重大事故再発防止等専門部会 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における重大事故に関する事実の把握、発生原因の分析及び再発防止策の検討に関する事項

(専門部会の委員)

第4条 前条に規定する専門部会(以下「専門部会」という。)は、審議会の委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門部会の委員は、委員長が審議会に諮って指名する。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、専門部会の委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会は、特に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めることができる。

3 専門部会の委員は、自己に直接利害関係がある事件については、その議決に加わることができない。

4 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(専門委員会の委員)

第7条 条例第8条に規定する専門委員会(以下「専門委員会」という。)は、審議会の委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門委員会の委員は、委員長が審議会に諮って指名する。

(会長及び副会長)

第8条 専門委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長については、第5条の規定を準用する。

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議については、条例第6条の規定を準用する。

2 会長は、専門委員会における会議の結果を委員長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会において定める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第128号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第168号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

○ 福岡市情報公開条例（平成14年条例第3号）

（情報公表施策）

第36条 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報の公表に関する制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るよう努めるものとする。

2 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。ただし、当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方自治法第138条の4第3項の規定により置かれた附属機関又はこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の答申、報告書、議事録、会議資料等

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

（附属機関等の会議の公開）

第38条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

医療的ケア児に関する保育ニーズ調査

平成 31 年 2 月

こども未来局

はじめに

福岡市内の医療的ケアを必要とする就学前児童（以下、医療的ケア児という）に係る保育ニーズを把握するため、関係機関等を通じてアンケートを配付し、平成30年8月8日から、同年12月31日までに回答のあったものについて集計したもの。

なお、回答が得られた76件のうち、医療的ケアの項目に該当がなかったもの（6件）については、集計の対象外とし、有効回答を70件とする。

I 調査の概要

1. 目的

福岡市内の医療的ケアを必要とする就学前児童に係る保育ニーズを把握し、今後の保育施策について検討する上での資料を得るために実施

2. 調査項目

(1) 対象児童の状況

居住区、年齢、身体障がい者手帳等の保有状況、医療的ケアの状況、運動・食事等の状況、医療的ケアの実施者、日中の生活の場所

(2) 介助者の状況

主な介助者、就労の状況・意向、求めるサービス

3. 調査地域

福岡市全域

4. 調査対象者

医療的ケアを必要とする就学前児童のいる家庭

5. 調査方法

児童発達支援センター、児童発達支援事業所、基幹病院、訪問看護事業所、各区役所で調査票を対象者に配付、保護者が記入後、郵送で回答

6. 調査期間

平成30年8月8日～12月31日

7. 回収状況

有効回答70件

注) 回答比率の合計は、端数処理の関係で、必ずしも100%になるとは限らない。

目次

1. 医療的ケアが必要なお子さんについて

- 1-(1) 居住区について . . . P 3
- 1-(2) 年齢について . . . P 3
 <分析> 居住区別, 年齢別の集計 . . . P 4
- 1-(3) 手帳や受給者証の保持状況について . . . P 5
 <分析> 身体障がい者手帳別, 療育手帳別の集計 . . . P 6
- 1-(4) お子さんの医療的ケアの状況について . . . P 7
 <分析> 必要な医療的ケアの数 . . . P 7
- 1-(5) お子さんの様子について . . . P 8・P 9
- 1-(6) 医療的ケアの実施者について . . . P 10
- 1-(7) 日中, 生活している場所について . . . P 10

2. 医療的ケア児の主な介助者の方について

- 2-(1) 主な介助者について . . . P 11
- 2-(2) 主な介助者の就労について . . . P 12
 <分析> 主な介助者の就労状況と手帳との関係 . . . P 13
- 2-(3) 求めるサービスについて . . . P 14
 <分析 1> 2-(2)で, 就労意向ありの回答と手帳との関係 . . . P 15
 <分析 2> 2-(2)で, 就労意向なし等の回答 . . . P 16
 <集計 1> <分析 1>と<分析 2>の集計 . . . P 17
 <集計 2> 希望するサービスと就労意向との関係 . . . P 18
 <分析 3> 希望するサービスの順位と就労意向との関係 . . . P 19
- 2-(4) 調査票の受け取り場所について . . . P 20
- 2-(5) 自由意見 . . . P 20

Ⅱ 調査結果

1. 医療的ケアが必要なお子さんについてお尋ねします。(小学校就学前のお子さんが対象です。)

1-(1) お住まいの区はどこですか。該当する区に○をつけてください。

表 1-1

(N=70)

居住区	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
人数	24 人	12 人	1 人	11 人	6 人	9 人	7 人	70 人
割合	34.3%	17.1%	1.4%	15.7%	8.6%	12.9%	10.0%	100.0%

最も多いのは、東区で3分の1以上を占める。次が博多区(17.1%)、南区(15.7%)と続き、中央区(1.4%)が最も少ない。

1-(2) 年齢について教えてください。(平成30年4月1日時点)

表 1-2-1

(N=70)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	不詳	計
人数	5 人	7 人	17 人	16 人	9 人	11 人	5 人	70 人
割合	7.1%	10.0%	24.3%	22.9%	12.9%	15.7%	7.1%	100.0%

最も多いのは2歳児で、24.3%を占める。次が3歳児(22.9%)、5歳児(15.7%)と続き、0歳児(7.1%)が最も少ない。なお、年齢に回答がないもの等は、年齢不詳とした。

<分析> 居住区別，年齢別に集計すると，次のとおりとなる。

表 1－2－2

(N=70)

居住区	年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	不詳	計
東	人数	1 人	5 人	4 人	6 人	3 人	4 人	1 人	24 人
	割合	1.4%	7.1%	5.7%	8.6%	4.3%	5.7%	1.4%	34.3%
博多	人数	3 人	0 人	3 人	4 人	0 人	1 人	1 人	12 人
	割合	4.3%	0.0%	4.3%	5.7%	0.0%	1.4%	1.4%	17.1%
中央	人数	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
	割合	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
南	人数	1 人	1 人	4 人	2 人	1 人	1 人	1 人	11 人
	割合	1.4%	1.4%	5.7%	2.9%	1.4%	1.4%	1.4%	15.7%
城南	人数	0 人	1 人	1 人	0 人	3 人	0 人	1 人	6 人
	割合	0.0%	1.4%	1.4%	0.0%	4.3%	0.0%	1.4%	8.6%
早良	人数	0 人	0 人	3 人	1 人	2 人	3 人	0 人	9 人
	割合	0.0%	0.0%	4.3%	1.4%	2.9%	4.3%	0.0%	12.9%
西	人数	0 人	0 人	1 人	3 人	0 人	2 人	1 人	7 人
	割合	0.0%	0.0%	1.4%	4.3%	0.0%	2.9%	1.4%	10.0%
計	人数	5 人	7 人	17 人	16 人	9 人	11 人	5 人	70 人
	割合	7.1%	10.0%	24.3%	22.9%	12.9%	15.7%	7.1%	100.0%

1－(3) 手帳や受給者証をお持ちですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

<身体障がい者手帳>

表 1－3－1

(N=70)

手帳等級	1 級	2 級	3 級	4 級	なし	計
人数	54 人	1 人	1 人	2 人	12 人	70 人
割合	77.1%	1.4%	1.4%	2.9%	17.1%	100.0%

医療的ケア児の77.1%が、身体障がい者手帳 1 級を保持している。

<療育手帳>

表 1－3－2

(N=70)

手帳等級	A 1	A 2	A 3	B 1	B 2	あり	なし	計
人数	31 人	5 人	1 人	2 人	2 人	2 人	27 人	70 人
割合	44.3%	7.1%	1.4%	2.9%	2.9%	2.9%	38.6%	100.0%

最も多いのは A 1 で、医療的ケア児の44.3%が保持している。次に、療育手帳なし(38.6%)、A 2 (7.1%) と続く。

<精神障がい者保健福祉手帳>

該当なし

<小児慢性特定疾病医療受給者証>

保持者：39人

<その他>

該当なし

＜分析＞ 身体障がい者手帳別，療育手帳別に集計すると，次のとおりとなる。

表 1－3－3

(N=70)

		身 障 手 帳 等 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	なし	計
療 育 手 帳 等 級	A 1	31 人	0 人	0 人	0 人	0 人	31 人
		44.3%	0%	0%	0%	0%	44.3%
	A 2	4 人	0 人	0 人	0 人	1 人	5 人
		5.7%	0%	0%	0%	1.4%	7.1%
	A 3	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
		0%	1.4%	0%	0%	0%	1.4%
	B 1	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人
		0%	0%	0%	0%	2.9%	2.9%
	B 2	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人
		1.4%	0%	0%	0%	1.4%	2.9%
	あり (等級不明)	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人
		2.9%	0%	0%	0%	0%	2.9%
	なし	16 人	0 人	1 人	2 人	8 人	27 人
		22.9%	0%	1.4%	2.9%	11.4%	38.6%
	計	54 人	1 人	1 人	2 人	12 人	70 人
		77.1%	1.4%	1.4%	2.9%	17.1%	100.0%

身障手帳 1 級かつ療育手帳 A 1 の方が最も多く (44.3%)，次に，身障手帳 1 級かつ療育手帳を保持していない (22.9%) と続く。

全体の 50.0%が，重度重複児 (※) という結果となっている一方で，いずれの手帳も保持していないとの回答が，11.4%となっている。

(※) この調査においては，身障手帳 1 級又は 2 級と，療育手帳 A 1 又は A 2 を併有している児童を「重度重複児」としている。

1-(4) お子さんの医療的ケアの状況について該当するものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

表 1-4-1

(N=70)

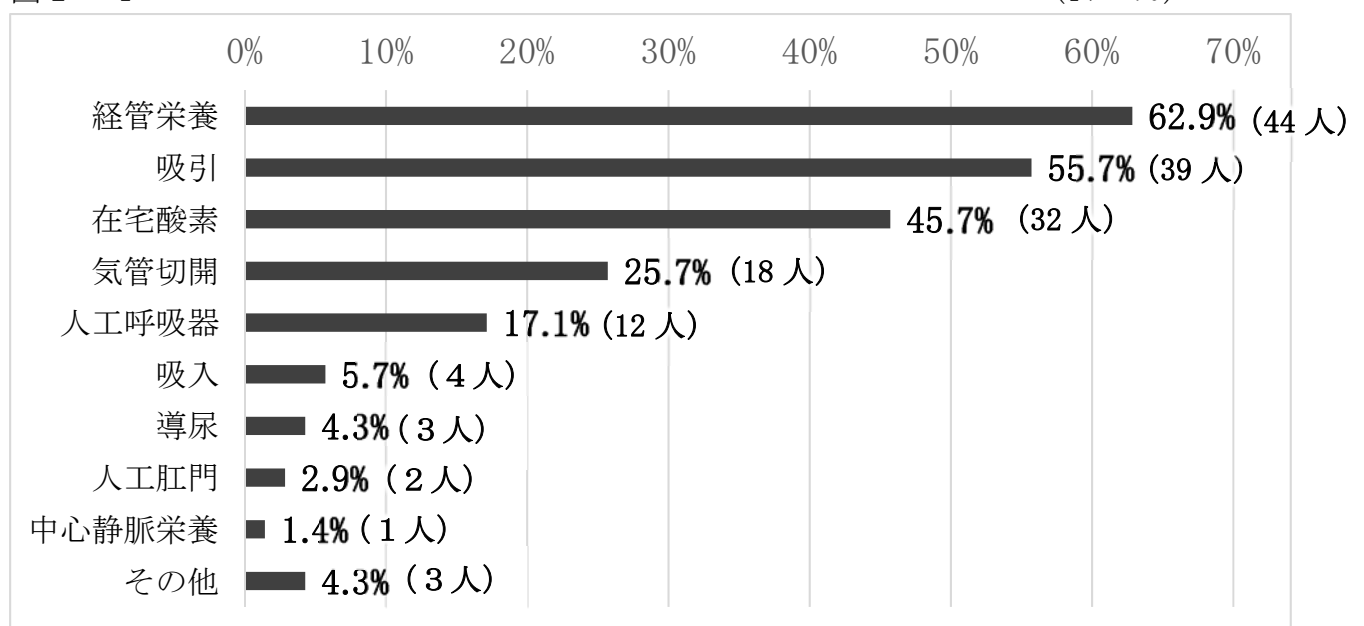
種類	経管栄養	吸引	在宅酸素	気管切開	人工呼吸器
人数	44 人	39 人	32 人	18 人	12 人
割合	62.9%	55.7%	45.7%	25.7%	17.1%

種類	吸入	導尿	人工肛門	中心静脈栄養	その他
人数	4 人	3 人	2 人	1 人	3 人
割合	5.7%	4.3%	2.9%	1.4%	4.3%

6 割以上が、経管栄養と回答している。次が、吸引 (55.7%)、在宅酸素 (45.7%)、気管切開 (25.7%) と続く。

図 1-4

(N=70)



<分析> 必要な医療的ケアの数

表 1-4-2

(N=70)

必要数	1 つ	2 つ	3 つ	4 つ	5 つ	計
人数	26 人	18 人	14 人	6 人	6 人	70 人
割合	37.1%	25.7%	20.0%	8.6%	8.6%	100.0%

最も多いのは、1 つで 37.1%、次に 2 つ (25.7%)、3 つ (20.0%) と続く。
なお、複数の医療的ケアを必要とする回答の合計は、62.9%となっている。

1-(5) お子さんの様子について、該当するものすべてに○をつけてください。
(複数回答可)

<運動>

表 1-5-1

(N=70)

可能な運動	ひとりで歩く	ひとりで立つ	つかまり立ち	ひとりで座る	這う
人数	18 人	2 人	5 人	5 人	4 人
割合	25.7%	2.9%	7.1%	7.1%	5.7%

可能な運動	寝返り	首がすわる	未回答	計
人数	10 人	1 人	25 人	70 人
割合	14.3%	1.4%	35.7%	100.0%

未回答が最も多く (35.7%)、次に、ひとりで歩く (25.7%)、寝返り (14.3%) と続く。

<食事>

表 1-5-2

(N=70)

食事	経管栄養	離乳食			刻み食	普通食
		初期	中期	後期		
人数	43 人	11 人	8 人	2 人	4 人	14 人
割合	61.4%	15.7%	11.4%	2.9%	5.7%	20.0%

経管栄養が最も多く (61.4%)、次に、普通食 (20.0%)、離乳食・初期 (15.7%) と続く。

<排泄>

表 1-5-3

(N=70)

排泄	常時オムツ (紙パンツ)	夜のみオムツ	常時布パンツ	計
人数	63 人	4 人	3 人	70 人
割合	90.0%	5.7%	4.3%	100.0%

9割が、常時オムツ (紙パンツ) を着用している。

<言語理解>

表 1-5-4

(N=70)

言語理解	まだ 理解できない	簡単な言語は 理解できる	理解できる	その他	計
人数	42 人	15 人	12 人	1 人	70 人
割合	60.0%	21.4%	17.1%	1.4%	100.0%

「まだ理解できない」が、6割を占める。

<発語>

表 1-5-5

(N=70)

発語	発声なし	喃語 (※1)	単語	二語文 (※2)	不明瞭だ が話せる	話せる	計
人数	29 人	27 人	2 人	2 人	1 人	9 人	70 人
割合	41.4%	38.6%	2.9%	2.9%	1.4%	12.9%	100.0%

(※1) 赤ちゃんが発する2つ以上の音からなる声(「あぶ」、「あむ」、「ばぶ」など)

(※2) 目的語と述語などの文の構成要素の2つの単語から成る文(「まんま ちょうだい」、「わんわん きた」、「パン たべる」など)

「発声なし」が一番多く(41.4%)、次に、「喃語(あぶ、あむ、ばぶ等)」が(38.6%)となっており、合わせると8割となる。

<コミュニケーション支援>

表 1-5-6

(N=70)

支援内容	言葉のみで わかる	視覚的情報(実物, 絵, 写真など)が必要	手話が必要
人数	16 人	7 人	1 人
割合	22.9%	10.0%	1.4%

支援内容	未回答	その他	計
人数	40 人	6 人	70 人
割合	57.1%	8.6%	100.0 %

未回答が最も多く、57.1%を占める。次に、言葉のみでわかる(22.9%)、視覚的情報(絵・写真など)が必要(10.0%)と続く。

1-(6) 医療的ケアの実施者はどなたですか。該当する方すべてに○をつけてください。（複数回答可）

表 1-6

(N=70)

実施者	家族	本人	医師	看護師	保育士	幼稚園 教諭	その他	未回答
人数	69 人	1 人	18 人	46 人	1 人	0 人	3 人	1 人
割合	98.6%	1.4%	25.7%	65.7%	1.4%	0%	4.3%	1.6%

家族（98.6％）に続いて、看護師（65.7％）、医師（25.7％）となっている。
なお、その他の3人については、「ヘルパー」と記載されている。

1-(7) 日中、生活されている場所について当てはまるものすべてに○をつけてください。（複数回答可）

表 1-7

(N=70)

場所	自宅	児童発達支援セ ンターや事業所	日中一時支援 事業所	保育施設 (保育所等)
人数	70 人	36 人	19 人	4 人
割合	100.0%	51.4%	27.1%	5.7%

場所	幼稚園	病院	その他
人数	0 人	1 人	0 人
割合	0%	1.4%	0%

自宅以外の日中の生活場所としては、児童発達支援センターや事業所が最も多く（51.4％）、次いで日中一時支援事業所（27.1％）となっている。

2. 医療的ケア児の主な介助者の方についてお尋ねします。

2－(1) 主な介助者はどなたですか。(該当する方1つに○をつけてください。)

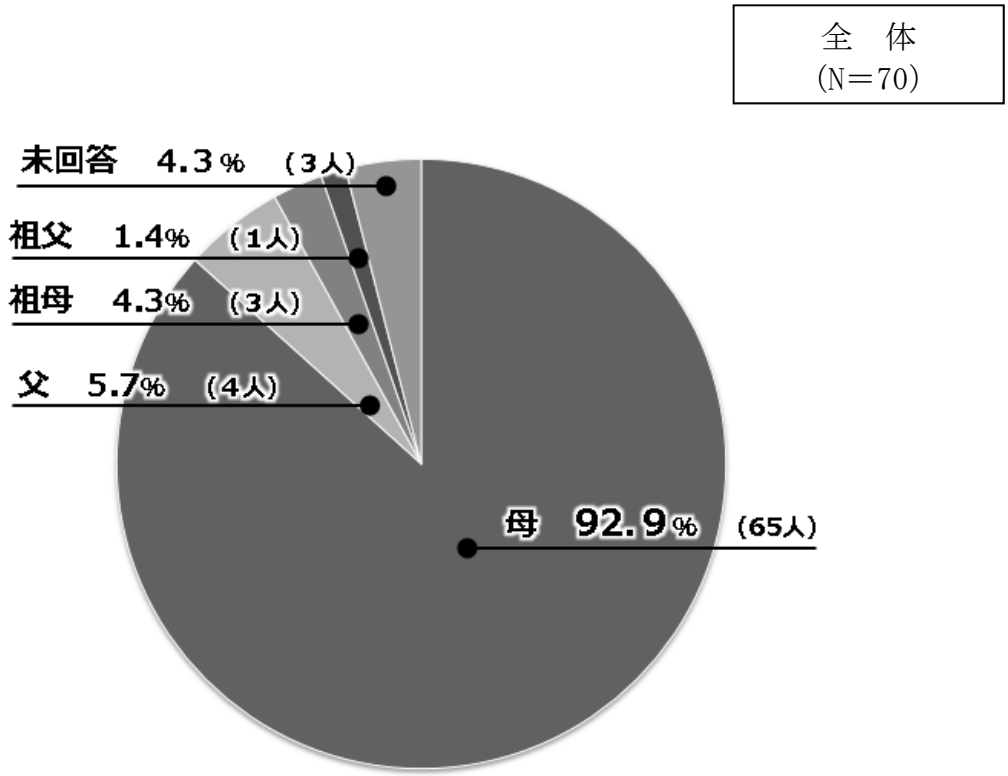
表 2－1 (N=70)

続柄	父	母	祖父	祖母	兄弟	その他	未回答	計
人数	4 人	65 人	1 人	3 人	0 人	0 人	3 人	76 人
割合	5.7%	92.9%	1.4%	4.3%	0%	0%	4.3%	— %

主な介助者の約9割が、母となっている。

なお、4人が複数回答（うち、2人が、3つに○をつけている。）しているが、単独回答が困難な事情があったものと推測し、有効回答として取り扱う。

図 2－1



2-(2) 主な介助者の就労について該当するものに○をつけてください。

表 2-2-1

(N=70)

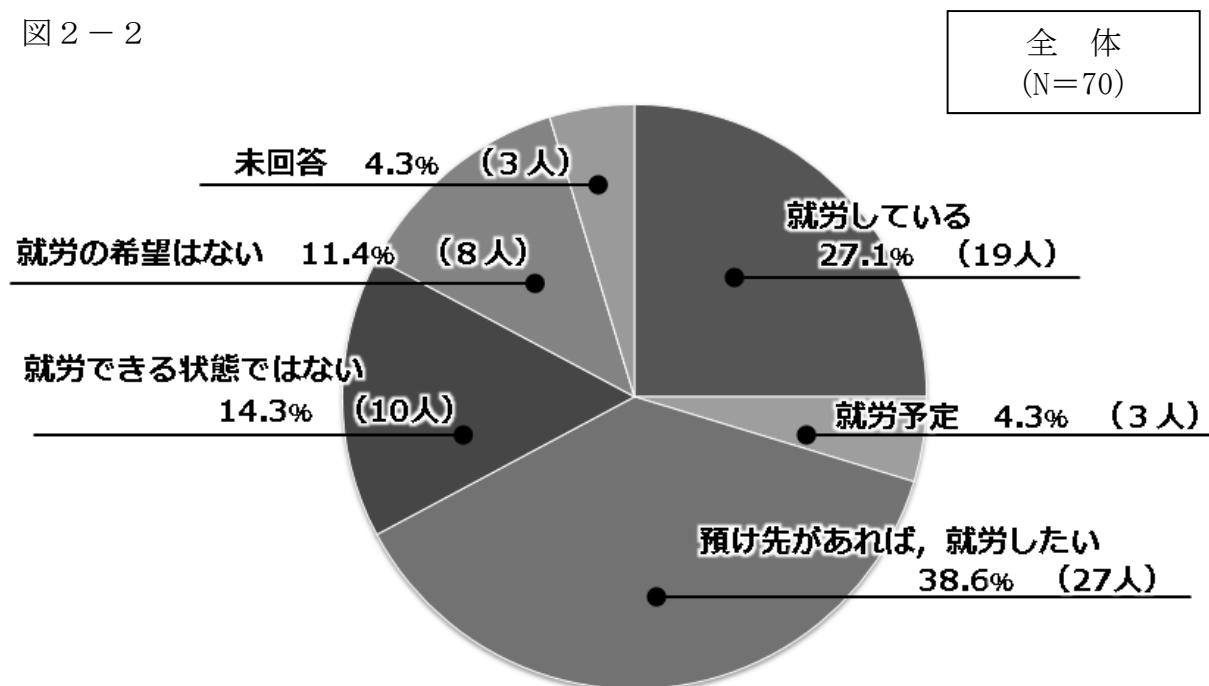
就労状況等	就労している	就労予定	預け先があれば、 就労したい	就労できる状態では ない
人数	19 人	3 人	27 人	10 人
割合	27.1%	4.3%	38.6%	14.3%

就労状況等	就労の希望は ない	その他	未回答	計
人数	8 人	0 人	3 人	70 人
割合	11.4%	0 %	4.3%	100.0%

「預け先があれば、就労したい」(38.6%) が最も多く、次いで「就労している」(27.1%) となっている。また、就労意向あり(「就労している」、「就労予定」、「預け先があれば、就労したい」の合計)の割合は、全体の70.0%(49人)となっている。

なお、「預け先があれば、就労したい」の24人中、2人が、「子どもが7歳になったときから就労したい」旨を記載している。

図 2-2



<分析> 主な介助者の就労状況と手帳の関係は、次のとおりとなる。

表 2－2－2

(N＝70)

就労状況	重度重複児	手帳なし	左記以外	合計
就労している	8 人	2 人	9 人	19 人
	11.4%	2.9%	12.9%	27.1%
就労予定	2 人	0 人	1 人	3 人
	2.9%	0%	1.4%	4.3%
預け先があれば、就労したい	16 人	3 人	8 人	27 人
	22.9%	4.3%	11.4%	38.6%
小計	26 人	5 人	18 人	49 人
	37.1%	7.1%	25.7%	70.0%
就労できる状態ではない	5 人	1 人	4 人	10 人
	7.1%	1.4%	5.7%	14.3%
就労の希望はない	4 人	1 人	3 人	8 人
	5.7%	1.4%	4.3%	11.4%
未回答	0 人	1 人	2 人	3 人
	0%	1.4%	2.9%	4.3%
小計	9 人	3 人	9 人	21 人
	12.9%	4.3%	12.9%	30.0%
合計	35 人	8 人	27 人	70 人
	50.0%	11.4%	38.6%	100.0%

重度重複児に係る主な介助者については、「預け先があれば、就労したい」が最も多く、22.9%を占める。次いで「就労している」(11.4%)となっている。また、就労意向あり(「就労している」、「就労予定」、「預け先があれば、就労したい」の合計)の割合は、37.1%(26人)となっている。

なお、「預け先があれば、就労したい」の16人中、2人が、「子どもが7歳になったときから就労したい」旨を記載している。

手帳なしに係る主な介助者については、「預け先があれば、就労したい」が最も多く(4.3%)、就労している(2.9%)と続く。また、就労意向ありの割合は、7.1%(5人)となっている。

重度重複児及び手帳なし以外に係る主な介助者については、「就労している」が最も多く(12.9%)、「預け先があれば、就労したい」(11.4%)と続く。また、就労意向ありの割合は、25.7%(18人)となっている。

2-(3) お子さんの教育・保育・療育等に関して、求めるサービスは何ですか。
(複数回答可)

表 2-3-1

(N=70)

サービス	保育施設（保育所等）での医療的ケアの提供体制の整備	幼稚園での医療的ケアの提供体制の整備及び長時間預かり	児童発達支援施設又は事業所での専門的な療育体制の充実（医療型含む）	日中一時支援事業の充実
人数	39 人	21 人	37 人	36 人
割合	55.7%	30.0%	52.9%	51.4%

サービス	自宅と上記施設等の送迎サービスの送迎サービス	在宅での医療的ケアを含む保育事業	その他	未回答
人数	32 人	18 人	6 人	5
割合	45.7%	25.7%	8.6%	7.1%

「保育施設（保育所等）での医療的ケアの提供体制の整備」（以下「保育所等」という。）が最も多く（55.7%）,「児童発達支援施設又は事業所での専門的な療育体制の充実（医療型含む）」（以下「児童発達支援」という。）（52.9%）,「日中一時支援事業の充実」（以下「日中一時支援」という。）（51.4%）,「自宅と上記施設等の送迎サービス」（以下「送迎」という。）（45.7%）と続く。

＜分析１＞ ２－(2)で、就労意向あり（「就労している」、「就労予定」及び「預け先があれば就労したい（※）」の方）の回答と手帳との関係

表２－３－２

(N=47)

サービス	保育施設（保育所等）での医療的ケアの提供体制の整備	幼稚園での医療的ケアの提供体制の整備及び長時間預かり	児童発達支援施設又は事業所での専門的な療育体制の充実（医療型含む）	日中一時支援事業の充実
重度重複児	12 人 25.5%	6 人 12.8%	11 人 23.4%	17 人 36.2%
手帳なし	4 人 8.5%	3 人 6.4%	4 人 8.5%	2 人 4.3%
上記以外	15 人 31.9%	8 人 17.0%	10 人 21.3%	6 人 12.8%
合計	31 人 66.0%	17 人 36.2%	25 人 53.2%	25 人 53.2%

サービス	自宅と上記施設等の送迎サービスの送迎サービス	在宅での医療的ケアを含む保育事業	その他	未回答
重度重複児	13 人 27.7%	9 人 19.1%	3 人 6.4%	0 人 0%
手帳なし	1 人 2.1%	0 人 0%	1 人 2.1%	0 人 0%
上記以外	7 人 14.9%	2 人 4.3%	0 人 0%	1 人 2.1%
合計	21 人 44.7%	11 人 23.4%	4 人 8.5%	1 人 2.1%

２－(2)で、就労意向あり（「就労している」、「就労予定」及び「預け先があれば、就労したい（※）」の方）では、全体同様、「保育所等」が最も多く（66.0%）、「児童発達支援」（53.2%）、「日中一時支援」（53.2%）、「送迎」（44.7%）と続く。

このうち、重度重複児に係る主な介助者については、「日中一時支援」が最も多く（36.2%）、「送迎サービス」（27.7%）、「保育所等」（25.5%）と続く。

また、手帳なしに係る主な介助者については、「保育所等」、「児童発達支援」が最も多く、それぞれ8.5%となっている。

なお、それ以外の児童に係る主な介助者については、「保育所等」が最も多く（31.9%）、「児童発達支援」（21.3%）、「幼稚園」（17.0%）と続く。

（※）子どもが7歳以上での就労希望者を除く

＜分析 2＞ 2－(2)で、就労意向なし等（「就労できる状態ではない」、「就労の希望はない」、「その他」、「未回答」及び「預け先があれば就労したい（※）」と回答した方）の回答

表 2－3－3

(N=23)

サービス	保育施設（保育所等）での医療的ケアの提供体制の整備	幼稚園での医療的ケアの提供体制の整備及び長時間預かり	児童発達支援施設又は事業所での専門的な療育体制の充実（医療型含む）	日中一時支援事業の充実
人数	8 人	4 人	12 人	11 人
割合	34.8%	17.4%	52.2%	47.8%

サービス	自宅と上記施設等の送迎サービスの送迎サービス	在宅での医療的ケアを含む保育事業	その他	未回答
人数	11 人	7 人	2 人	4 人
割合	47.8%	30.4%	8.7%	17.4%

2－(2)で、就労意向なし等（「就労できる状態ではない」、「就労の希望はない」、「その他」、「未回答」及び「預け先があれば就労したい預け先があれば就労したい（※）」と回答した方）では、「児童発達支援」が最も多く（52.2%）、「日中一時支援」（47.8%）、「送迎」（47.8%）、「保育所等」（34.8%）と続く。

（※）子どもが 7 歳以上での就労希望者

＜集計１＞ ＜分析１＞と＜分析２＞の集計

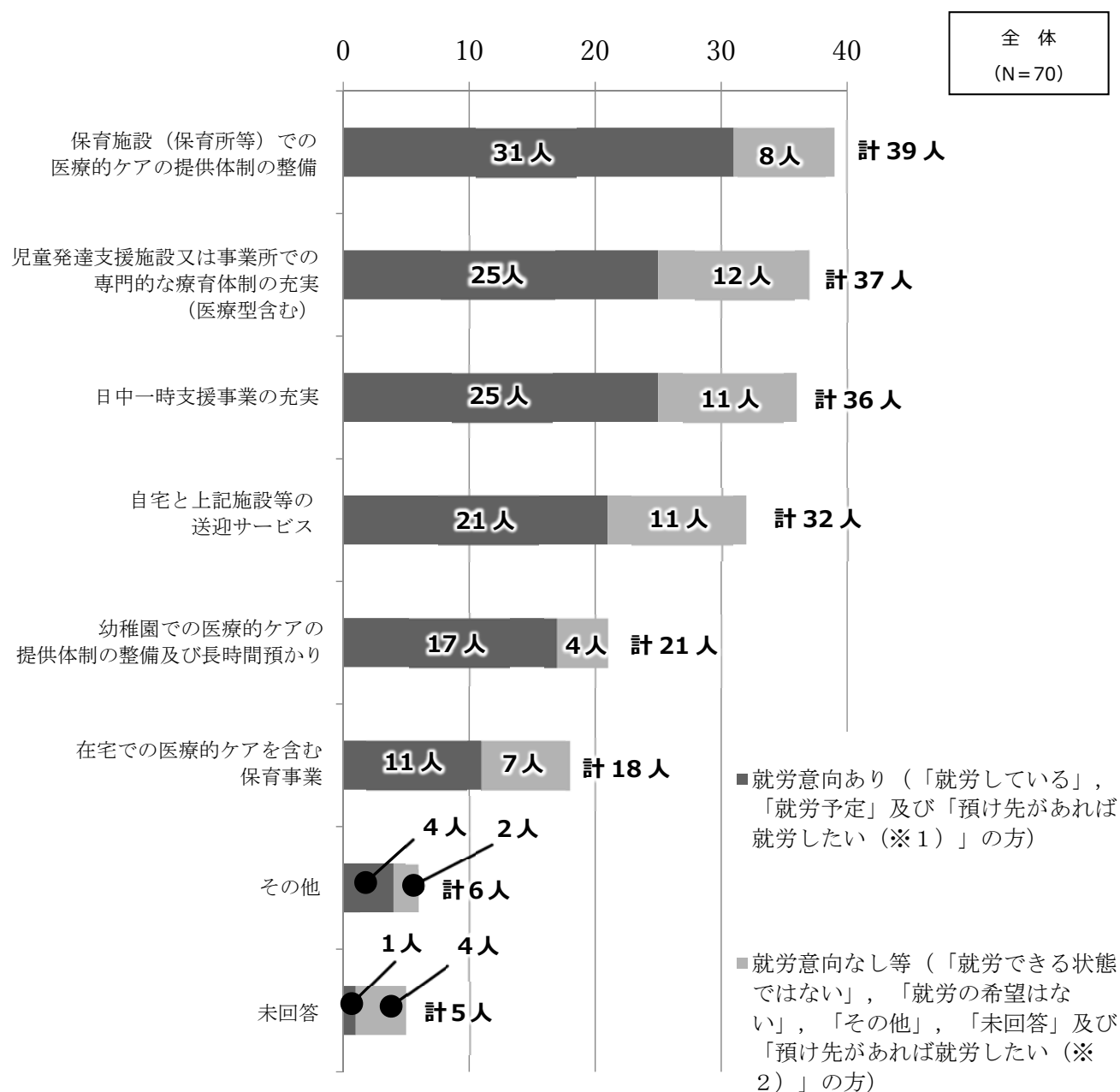
表２－３－４

(N=70)

サービス	就労意向あり			小計	就労意向なし	計
	重度重複児	手帳なし	左記以外		—	
保育所等	12 人	4 人	15 人	31 人	8 人	39 人
	17.1%	5.7%	21.4%	44.3%	11.4%	55.7%
幼稚園	6 人	3 人	8 人	17 人	4 人	21 人
	8.6%	4.3%	11.4%	24.3%	5.7%	30.0%
児童発達 支援	11 人	4 人	10 人	25 人	12 人	37 人
	15.7%	5.7%	14.3%	35.7%	17.1%	52.9%
日中一時 支援	17 人	2 人	6 人	25 人	11 人	36 人
	24.3%	2.9%	8.6%	35.7%	15.7%	51.4%
送迎 サービス	13 人	1 人	7 人	21 人	11 人	32 人
	18.6%	1.4%	10.0%	30.0%	15.7%	45.7%
居宅での 保育	9 人	0 人	2 人	11 人	7 人	18 人
	12.9%	0%	2.9%	15.7%	10.0%	25.7%
その他	3 人	1 人	0 人	4 人	2 人	6 人
	4.3%	1.4%	0%	5.7%	2.9%	8.6%
未回答	0 人	0 人	1 人	1 人	4 人	5 人
	0%	0%	1.4%	1.4%	5.7%	7.1%

＜集計２＞ 希望するサービスと就労意向との関係を集計すると、次の図のようになる。

図 2－3



（※1）子どもが7歳以上での就労希望者を除く

（※2）子どもが7歳以上での就労希望者

<分析 3> 希望するサービスの順位と就労意向との関係について

表 2-3-5

(N=70)

サービス	就労意向	1 位	2 位	3 位	4 位	計
保育所等	就労意向あり	20 人	7 人	4 人	0 人	31 人
	就労意向なし等	2 人	3 人	3 人	0 人	8 人
	計	22 人	10 人	7 人	0 人	39 人
幼稚園	就労意向あり	5 人	10 人	2 人	0 人	17 人
	就労意向なし等	3 人	1 人	0 人	0 人	4 人
	計	8 人	11 人	2 人	0 人	21 人
児童発達支援	就労意向あり	8 人	6 人	11 人	0 人	25 人
	就労意向なし等	6 人	2 人	4 人	0 人	12 人
	計	14 人	8 人	15 人	0 人	37 人
日中一時支援	就労意向あり	7 人	8 人	10 人	0 人	25 人
	就労意向なし等	4 人	6 人	1 人	0 人	11 人
	計	11 人	14 人	11 人	0 人	36 人
送迎サービス	就労意向あり	2 人	11 人	8 人	0 人	21 人
	就労意向なし等	3 人	4 人	4 人	0 人	11 人
	計	5 人	15 人	12 人	0 人	32 人
居宅での保育	就労意向あり	4 人	1 人	5 人	1 人	11 人
	就労意向なし等	3 人	1 人	3 人	0 人	7 人
	計	7 人	2 人	8 人	1 人	18 人
その他	就労意向あり	1 人	0 人	3 人	0 人	4 人
	就労意向なし等	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人
	計	2 人	0 人	4 人	0 人	6 人
未回答	就労意向あり					1 人
	就労意向なし等					4 人
	計					5 人

就労意向ありでは、「保育所等」を 1 位とする回答が最も多い。

就労意向なし等では、「児童発達支援」を 1 位とする回答が最も多い。

<集計>の結果と照らし合わせると、就労意向ありでは、「保育所等」を希望する方が最も多く（31 人）、うち 20 人が 1 位に挙げており、就労意向なし等では、「児童発達支援」を希望する方が最も多く（12 人）、うち 6 人が、1 位に挙げている。

※ 調査では、1 位～3 位までの希望サービスを選択することとなっているが、2 人が 4 項目を選択しており、うち 1 人が順位を付けておらず、1 人が「1 位～4 位」を記載している。その他 1 人が、2 項目を選択し、順位を付けていない。

また、その他の回答は、「リハビリの頻度を増やしてほしい」、「預け先の充実」、「情報提供や介助者の精神的ケア」、「短期入所施設の創設」といった内容であった。

2-(4) この調査票は、どこで受け取りましたか。該当するものに、○をつけてください。

表 2-4

(N=70)

受取場所	児童発達 支援セン ター	児童発達 支援事業 所	訪問看護 ステーシ ョン	区役所	病院	その他	未回答	計
人数	23人	5人	18人	0人	10人	10人	4人	70人
割合	32.9%	7.1%	25.7%	0%	14.3%	14.3%	5.7%	100.0%

最も多いのは、児童発達支援センターで、約3分の1を占める。次に、訪問看護ステーション（25.7%）、病院（14.3%）と続く。なお、その他のうち5人は、日中一時支援事業所と回答している。

2-(5) ご意見、ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

表 2-5

意 見 趣 旨	件 数
一時預かり・ショートステイの充実など、医療的ケア児の保護者にレスパイトの機会を与えてほしい	16 件
医療的ケア児の保護者が就労できる環境を整備してほしい	10 件
保育園・幼稚園で医療的ケア児を受け入れてほしい	10 件
児童発達支援センター・事業所の利便性向上など、療育環境を整備してほしい	6 件
訪問看護サービスを利用しやすくしてほしい	2 件

自由意見欄に、39 件の記入があった。

主なものは、表 2-5 のとおりとなっており、最も多いのは、「一時預かり・ショートステイの充実など、医療的ケア児の保護者にレスパイトの機会を与えてほしい」という趣旨の意見で 16 件であった。次に、「医療的ケア児の保護者が就労できる環境を整備してほしい」という趣旨の意見（10 件）、「保育園・幼稚園で医療的ケア児を受け入れてほしい」という趣旨の意見（10 件）が多く見られた。

